



添付 2

【対象電気用品】

配線用遮断器、漏電遮断器

1.  表示する箇所について
表示する箇所は、事業者が指定した表示面とする。

2.  表示について
電用品安全法施行規則の別表第六の「構造上表示スペースを確保することが困難なもの」とは、下図において $h < 5 \text{ mm}$ となる場合とし、この場合は <PS>E を採用してもよい。



3. 実施時期

平成 22 年 9 月末までに前述の考えに切り替えとする。

ただし、次による。

表示済みラベル：次の発注からの切り替え、又は、上記期限のうち、早い時期に切り替えとする。

金型による表示：金型更新時に切り替えとする。

以上